

# 平成29年度古賀市一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3の規定及び古賀市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第7条第1項により、古賀市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

## 1 計画期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日

## 2 一般廃棄物の収集運搬の区域

古賀市全域とする。

## 3 収集・運搬

委託制及び許可制とする。

### ①委託業者

業者名	内容
株式会社古賀環美サービスセンター	ごみ収集運搬
コスモス環境株式会社	ごみ収集運搬

### ②許可業者

業者名	内容
株式会社古賀環美サービスセンター	ごみ収集運搬
コスモス環境株式会社	し尿・浄化槽汚泥収集運搬
古賀衛生工業株式会社	し尿収集運搬
環境開発工業株式会社	浄化槽汚泥収集運搬

## 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第2項各号に規定されている一般廃棄物処理実施計画に定めるべき事項については、別紙に定める。

(別紙)

1 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

種類	発生量及び処理量
可燃ごみ	18,000 t
不燃ごみ	360 t
粗大ごみ	57 t
陶磁器類	220 t
資源ごみ（古紙類、剪定枝）	900 t
集団回収	900 t
し尿	6,300 k l
浄化槽汚泥	4,800 k l
廃食油	690 l
動物の死体	190 体

2 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(1) 生ごみ減量対策

家庭から出る生ごみの減量化を推進するため、家庭用生ごみ処理機器の購入費用の一部を補助する（生ごみ処理機器購入補助金制度）。

(2) 再資源化対策

① 地域別分別収集

資源としてリサイクルできるものを地域別分別収集会場において月1回の分別収集を実施する。

② エコロの森分別収集

都合により地域の分別収集で出せなかった方などを対象に、エコロの森（玄界環境組合立古賀清掃工場）において、月3回の分別収集を実施する。

また、併せて古紙・古着回収も行う。

③ 古紙・古着回収倉庫

市内2箇所に設置している回収倉庫を増設し、古紙・古着の回収を行う。

④ 資源回収ボックス

市内23箇所に設置している回収ボックスにおいて、紙パック・食品トレイ（プラスチック製容器包装も含む）・ペットボトルの回収を行う。

⑤ 古紙類等集団回収奨励金交付制度

古紙類等の集団回収により資源化に寄与する地域団体等に対し、その回収量に応じて、奨励金を交付する。

⑥ 剪定枝等集団回収奨励金交付制度

家庭から出る剪定枝等の回収を実施する地域団体等に対し、その回収量に応じて、奨励金を交付する。

⑦ 剪定枝チップ機購入補助金制度

家庭から出る剪定枝等の減量化を推進するため、剪定枝チップ機の購入費用に一部を補助する。

⑧ 廃食用油の回収

古賀市役所環境課窓口において、廃食用油の回収を実施する。

⑨ 小型家電回収ボックス

市内7箇所に設置している回収ボックスにおいて、小型家電の回収を実施する。

(3) 事業系ごみ対策

① 事業系一般廃棄物の適正処理

事業系一般廃棄物の適正排出及び適正な手数料負担について、市は継続して推進するとともに、事業者及び一般廃棄物許可業者が関連法令及び市の計画等に従い廃棄物の適正な排出及び処理を行うよう指導する。

② 多量排出事業者に対する啓発・指導

事業系一般廃棄物の多量排出事業者等に対して、廃棄物管理責任者の選任と事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書の作成、提出を義務づける。

③ 廃棄物減量指導員による事業所訪問

事業所から排出されるごみの適正処理・減量・資源化の指導をする。また、優良事業所表彰のための情報収集を行なう。

(4) ごみ減量・リサイクルに関する普及啓発

① 広報誌等による情報発信

ごみの分け方・出し方及びごみ減量・リサイクル等に関する啓発を広報・ホームページ等で、情報を発信し、ごみ減量意識の向上を図る。

② 出前講座の実施

ごみの減量等に関して関心のある市民に対し情報を提供する。

③ 街頭啓発の実施

まつり古賀等の行事において、マイバッグ運動をはじめとした啓発を実施し、ごみ減量化・資源化を推進する。

④ 施設見学の推進

ごみの処理状況を直接見て体験することによってごみの減量や分別意識の向上につなげるために、ごみ処理施設の見学、体験学習を推進する。

(5) 収集体制

市民がごみの減量及び再生利用また分別に取り組むことより、適正処理に努められるよう収集体制づくりを進める（収集における市民サービスの向上）。

(6) 不法処理防止

① 不法投棄防止対策

不法投棄をなくすため、市民・事業者と一体となり、不法投棄されない環境づくりを進めるため、市民・事業者にモラルやマナーの向上を目指し、啓発・指導を強化する。

② 野焼焼却の防止

法律で禁止されている野焼焼却を防止するために、関係機関と連携し、市民・事業者への啓発・指導を強化する。

(7) 清掃活動

① 清掃活動支援

地域自治会清掃・ボランティア清掃等の自主的な美化運動を支援・促進する。

② 市内清掃イベント

環境美化行動の日・ラブアースクリーンアップ等、市内一斉清掃イベントを実施し、市内の環境美化とごみに対する意識を高める。

### 3 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

種類及び分別の区分		収集形態 (収集回数)	収集運搬主体 (収集運搬を実施する者)	搬入先 (処理方法)	
ごみ	家庭系 資源ごみ	可燃ごみ	戸別収集 (週2回)	委託業者 (古賀環美サービスセンター) (コスモス環境)	古賀清掃工場 (焼却)
		不燃ごみ	拠点収集 (月1回(地域)) (月3回(エコロの森))	委託業者 (古賀環美サービスセンター) (コスモス環境)	古賀清掃工場 (焼却、再資源化)  古賀市不燃物埋立地 (埋立)
		粗大ごみ	戸別収集 (毎月指定日(有料))		
		びん	拠点収集 (月1回(地域)) (月3回(エコロの森))		
		ガラス			
		飲料缶			
		金属混合物			
		蛍光管			
		乾電池			
		ペットボトル			
		プラスチック製容器包装			
		梱包材			
		紙パック			
		陶磁器			
	スプレー缶				
古紙・古着	拠点収集 (その都度)	再生業者	再資源化施設 (再資源化)		
廃食用油	拠点収集 (その都度)	再生業者	再資源化施設 (再資源化)		
剪定枝葉	拠点収集 (その都度)	委託業者	再資源化施設 (再資源化)		
事業系	可燃ごみ	個別収集 (その都度) (※1)	許可業者 (古賀環美サービスセンター)	古賀清掃工場 (焼却、再資源化) 古賀市不燃物埋立地 (埋立)	
	不燃ごみ				
	直接搬入ごみ	-	-	古賀清掃工場 (焼却、再資源化)  古賀市不燃物埋立地 (埋立)	
	集団回収	集団回収団体が収集 (その都度)	-	再資源化施設 (再資源化)	
その他	し尿	戸別収集 (月2回)	許可業者 (古賀衛生工業) (コスモス環境) (環境開発工業)	古賀市海津木苑	
	浄化槽汚泥	戸別収集 (その都度) (※2)			
	脱水汚泥	-	委託業者	古賀清掃工場 (焼却)	
	小動物死体	戸別収集 (その都度)	許可業者 (古賀環美サービスセンター)	古賀清掃工場 (焼却)	

※1 事業者が古賀清掃工場に直接搬入するか、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に依頼する。

※2 浄化槽法の定めにより収集する。

4 一般廃棄物処理施設の整備に関する事項

(1) 玄界環境組合立古賀清掃工場

○ 焼却処理施設

設置場所	古賀市筵内1970番地1
処理対象	可燃ごみ
処理方式	ガス化溶融方式
処理能力	260 t / 日 (130 t / 日 × 2基)

○ リサイクルプラザ

設置場所	古賀市筵内1970番地1
処理対象	資源ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ
処理方式	機械選別及び手選別、圧縮梱包
処理能力	48 t / 5 h

○ 最終処分場

設置場所	古賀市筵内1970番地1
埋立対象物	脱塩残渣
埋立方法	クレーンによる積み増し工法
埋立地面積	1,770 m <sup>2</sup>
埋立容量	11,505 m <sup>3</sup>

(2) 古賀市不燃物埋立地

設置場所	古賀市青柳町444番地2
埋立対象物	陶磁器、残土、コンクリート、ブロック等 (食物等の有機物が付着したものは対象外)
埋立方法	準好気式埋立
埋立地面積	7,412 m <sup>2</sup>
埋立容量	25,381 m <sup>3</sup>

(3) 古賀市海津木苑

設置場所	古賀市鹿部459番地
処理対象	し尿、浄化槽汚泥
処理方式	標準脱窒素処理
処理能力	67 k l / 日

5 市が収集及び処理を行わない一般廃棄物

(玄界環境組合古賀清掃工場及び古賀市不燃物埋立地において処理が困難なもの)

適正処理困難物の種類	適正処理困難物
危険物	未使用の消火器、ガスボンベ、金属性ボンベ、石油、灯油、爆発物等
大型機具、機材	農業機械、農機具、太陽熱温水器、電気温水器、給湯器、ボイラー等
自動車・自動二輪車及びそれを構成する部品	自動車、自動車部品、自動二輪車（50cc 未満のもので条件を満たしたものを除く。）、タイヤ、廃油、揮発性の油類、塗料、バッテリー等
毒物・薬品等	毒物薬品、化学薬品、農薬、医療関係品等
特定家庭用機器再商品化法の対象機器	ブラウン管テレビ、プラズマテレビ、液晶テレビ、エアコン、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機
資源有効利用促進法の対象機器	家庭用パソコン
医療系一般廃棄物	注射器及び注射針等の鋭利なもの、血液等が付着した感染性の危険が高いと思われるもの
その他適正な処理が困難なもの	ボウリング球、耐火金庫、石膏ボード、ピアノ、ワイヤー入りシート、ワイヤーロープ、魚網、ガラス繊維製品、強化プラスチック製品等

6 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

他市町村からの一般廃棄物の処分の受託

委託 市町村名	一般廃棄物の種類	予定数量	処分の方法	処理場所在地
福岡市	びん・ペットボトル	5,645 t	選別処理 再資源化	古賀市薬王寺 1719-1 大和株式会社